

# 第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針

～互いに理解し合い、暮らしやすいまちを目指して～

## 1 策定の趣旨

### (1) 策定の意義

本市では、平成15年に「国際交流基本方針」を策定し、国際化への対応を図り、国際交流を推進するために、国際性を育む地域づくりの推進を基本方向として取組を進めてきました。その後、平成26年には、多文化共生の地域づくりの推進を基本方向の一つとして新たに盛り込み、目指すべき将来像を“互いに理解し合い、暮らしやすいまち”と位置づけた「第2次国際交流(多文化共生)基本方針」を策定し、策定から5年目の平成31年3月に中間見直しを行い「第2次国際交流(多文化共生)基本方針《後期方針》」を策定しました。現在、基本方針に沿った基本方向と基本目標の観点を踏まえた主要施策の各種事業に取り組んでいます。

平成31年3月の後期方針策定から5年が経過する中で、外国人住民数は、約1.4倍に増加しており、比率は約2.2%と県内で最も高くなっています。また、近年本市は留学生や技能実習が増加する一方で、留学後の日本での就職や新たな「特定技能」の在留資格で就労する外国人の増加により定住化も進んでおり、それに伴い「家族滞在」で居住する外国人も増加するなど、今後も、増加と定住化の傾向は続いていくものと思われます。このような中、日常生活においても国際化が進む時代において、私たちは国際的な視野と豊かな国際感覚を持つことを目指すことが必要となっています。また、地域においては文化や習慣の違い等を背景とする様々な課題も顕在化してきており、国籍等を問わず人と人とが互いに認め合い、尊敬し合う多文化共生の浸透がより重要視されるようになっていきます。

今回、このような外国人の様々な状況の変化や本市の地域特性などを踏まえ、社会情勢の変化と時代のニーズに対応していくため、「第2次国際交流(多文化共生)基本方針(後期方針)」（以下「後期方針」という。）のこれまでの取組を継続して進めていながら、多文化共生と国際性を育む地域をつくる施策を一層充実し、新たな事業を展開していくことを目指し「第3次国際交流(多文化共生)基本方針」（以下「第3次方針」という。）を策定しました。

### (2)方針の期間

方針の期間は、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間とします。ただし、方針期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況に対応するため、方針期間5年目に中間見直しを行うこととします。

### (3)推進体制の整備

- ①国際交流や多文化共生に関わる施策を計画的かつ総合的に推進するため、市役所内部での連携・調整機能を充実させるとともに、県や県国際交流協会などの関係機関と連携し、施策の推進を図ります。
- ②鳥栖市における国際交流や多文化共生の施策を推進するために、必要に応じて市民グループやボランティア団体などと連携し、市民や団体からの多様な意見を取り入れた施策の展開を図ります。

## 2 体系図

《目指すべき将来像》

互いに理解し合い、暮らしやすいまち

基本方向	基本目標	主要施策	主な取組
1 国際性を育む地域づくりの推進	1 国際理解の推進	①小中学校における国際化教育の推進	◎外国語指導助手を活用した外国語教育の推進
		②異文化理解のための各種講座の開催	◎国際理解を深める講座などの開催
		③外国人の人権尊重	◎外国人の人権尊重に関する啓発
	2 国際交流活動の推進	①友好交流都市や諸外国との交流の推進	◎鳥栖・ツアイツ子ども交流事業(派遣及び受入)
		②民間交流団体との連携強化	◎国際交流懇談会の開催
		③国際協力活動の支援	◎JICA ボランティアなど市民が参加できるボランティア情報の提供
2 多文化共生の地域づくりの推進	1 外国人も暮らしやすい環境づくりの推進	①「やさしい日本語」の普及と活用	◎「やさしい日本語」に関する出前講座の開催
		②分かりやすい生活情報の提供	◎多言語や「やさしい日本語」による情報提供
		③外国人からの相談に対応できる体制の充実	◎佐賀県国際交流協会事業「生活相談における多言語通訳コールセンター」を活用した相談体制の充実
		④日本語教育によるコミュニケーションの支援	◎日本語教室「とすにほんごひろば～とりんす～」の実施
		⑤防災・災害対応について学ぶ機会の提供	◎外国人住民を対象とした防災訓練や出前講座の開催
		⑥生活ルール等の周知(※新規)	◎交通安全やごみの出し方などの生活ルールの周知や出前講座の開催
		⑦子育て・教育における支援(※新規)	◎外国にルーツがある保護者に対する子育てに関する情報提供の促進
	2 外国人との地域交流の推進	①外国人住民の地域活動への参加支援	◎外国人住民の地域行事や活動への参加支援
		②多文化理解に関する啓発活動の推進	◎市報、ホームページによる啓発
		③外国人住民との交流機会の創出	◎こくさいカフェの開催